

陳情第14号

市道区域の変更に伴って生じた行政財産の使用と管理に関する陳情書

(要旨)

市道の区域変更によって生じた道路除外地は、市民の一般的使用に供すべき流山市の公共用財産であり、それを同市の公の施設である「コミュニティホーム」が、その利用者のために駐車場として独占的に使用、管理している現状は地方自治法10条、同244条、同244条の2及び道路交通法82条に照らし、それらに違反する行為であるとみなし得るため、流山市議会はこの事案を厳正に審議し、違反行為を確認し、現状を速やかに是正する措置を流山市長に申し入れるよう、ここに陳情する。

(項目)

- 1 流山市長は令和5年3月13日、流山市野々下2丁目にある市道59005号線の区域変更を告示した。延長146メートルの市道の幅員を縮小するもので、その結果、幅員約7メートル、延長約130メートルの道路除外地が形成されることになった。この地面の道路と反対側には市立長崎小学校の敷地が隣接する。

この市道59005号線は、古くから不法駐車場として利用されてきたもので、流山市長が市道の区域変更を行なったのも、道路を駐車場として引き続き利用できるようにしたいとする、一部住民の声に応えた措置である。

- 2 そこで、問題となるのは、市道の区域変更によって生まれた道路除外地を流山市が管理する場合、その手続きはいかにあるべきか。一部の市民の声に応えるだけで、道路除外地の利用、管理を一方的に決めてよいのか、という点である。

市道の区画変更がなされた後に、この道路除外地を駐車場として使用、管理しているのは市道近くにある「八木南第二コミュニティ・ホーム」の運営委員会である。同施設は地方自治法244条に規定される「公の施設」であり、流山市コミュニティ課の所管に属する。

同コミュニティ課によると、道路除外地を八木南第二コミュニティ・ホームの駐車場として使用することになった経緯については、「同コミュニティホームの利用者からの要望があり、それに応えた措置」との説明があるだけで、流山市の関係部門が話し合って決定されたものか疑わしい。流山市の公共用財産の使用は市民の便益に

広く資するべきものであり、それは地方自治法10条「住民は、その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有する」の規定に基づく。従って、この地方自治法10条の趣旨を反映しないような手続きによって、公共用財産の使用を一方的に決定することは同法違反とみなし得る。

- 3 八木南第二コミュニティ・ホームの設置、管理は「流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例」(以下、条例)及び「流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例施行規則」(以下、規則)に基づくものである。また、流山市は同コミュニティ・ホームの利用者が組織する「八木南第二コミュニティ地区運営委員会」と「第二コミュニティ・ホーム運営業務委託契約」(以下、契約)を交わすことにより、その日常的管理を同運営委員会に任せている。
- 4 そうした中、第二コミュニティ・ホームが今回の市道の区域変更によって生まれた道路除外地を駐車場として利用するにあたっては、地方公共団体の公の施設に関する地方自治法244条及び244条の2の規定に照らし、それが正当であるか否かが検討されなければならない。

今回、同コミュニティ・ホームが道路除外地を駐車場として使用することは、同コミュニティ・ホームにとって新たな駐車場の設置、管理の発生であり、これまでの条例に明記されていないことである。従って、地方自治法244条の2「地方公共団体は公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」に基づき、条例を改正し、処理しなければならないことになる。

ところが、流山市は、新たな駐車場の設置、管理を「従来と一体的なものである」(コミュニティ課)と説明し、条例の改正は不要と判断している。しかし、この「一体的」とはいかなる意味なのか、その根拠は不明のままである。「従来と一体的」と言うからには、従来の条例、規則に駐車場の設置、管理に関する規定があるはずだが、それは一切ない。従って、流山市の説明は地方自治法244条の2に違反していると思われる。

- 5 要するに、流山市が今回の道路除外地を八木地区第二コミュニティ・ホームの駐車場に決めたことは、地方自治法244条の2を全く無視した独断の違法行為と言わざるを得ない。また、駐車場として使用することを同コミュニティ・ホームの利用者に限っていることは、地方自治法244条3項「地方公共団体は、住民が公の施設

を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」に違反するものである。駐車場は公の施設であるはずだから、その使用を同コミュニティ・ホームの利用者に限ることは、不当な差別的扱いに該当する。

- 6 さらに、流山市が今回の道路除外地を同コミュニティ・ホームの駐車場に決めたことには、問題が残る。

それは、今回の道路除外地を駐車場として使用するにあたり、従来の道路と新たな駐車場となった土地との境が全く不明のまま、駐車がなされていることである。現場には、「八木南第2コミュニティ・ホーム運営委員会」の名前で、「お知らせ長崎小学校横の駐車場は7月より使用可です」「第2コミュニティ・ホーム利用者用駐車場」「駐車場内における事故・盗難等につきましては、責任を負いません」等の張り紙と「市道の区域変更図面」が掲示されているのみで、肝心の駐車場と道路の境を明示する標識がない。現状のままでは、駐車は道路通行の安全と円滑な交通を脅かすものになっていると言わざるを得ない。

こうしたことを避けるため、道路交通法82条は沿道の危険防止措置として、沿道の土地を占有する者に対し、「沿道の土地使用が道路の危険、交通の障害とならないよう必要な措置」を講じるよう求めており、「警察署長はそれを命じることができる」と規定している。従って、流山市はこの道交法82条の趣旨を無視した行為を続けていることになり、同法違反で摘発される恐れがある。

これに対し、流山市の説明は「駐車場と道路の境は杭によって示されている」(コミュニティ課)だが、それを外観的に識別するのは非常に難しい。また、それが道交法82条の規定に合致するものか、極めて怪しい。

- 7 今回の市道の区域変更による道路除外地の使用、管理という問題の要点は、道路除外地が流山市の行政財産の中で、それは一般市民の利用に供されるべき公共用財産であり、公用財産ではないということである。ところが、流山市コミュニティ課の説明を聞く限り、流山市はそれを公用財産と見做し、その観点に立って一方的に八木南第2コミュニティ・ホームの駐車場として使用することを決めたものと受け止められる。しかし、道路除外地を流山市が公の施設であるコミュニティ・ホームの利用者のための駐車場にしたことは、道路除外地が公用財産ではなく、公共用財産であることを認めたと同然の措置であり、今回の道路除外地が流山市の公用財産ではなく、

公共用財産であることは間違いないことである。

ならば、その使用、管理を一方的にコミュニティ・ホーム利用者の便益だけに従って進めることは、地方自治法が規定する公の施設の設置、管理の在り方を無視した無謀な行政行為であり、法令違反となることは明らかといえる。故に、流山市議会は、この流山市の公共用財産である道路除外地を使用、管理することについて、広く市民の立場から議論し、公正・公平な立法措置を講じて問題の処理にあたるよう強く要望する。

令和5年8月21日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一 様